

献上桃の郷。
KOORI

令和7年度 町民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

桑 折 町

〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7

桑折町役場税務住民課

電話 (024) 582-2111 (代)

582-2114 (直通)

URL <https://www.town.koori.fukushima.jp/>

目 次

1. 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収について……(1)
2. 町民税・県民税算出のしかた……(4)
3. 計算例……(10)
4. 給与所得者異動届出書記入例……(11)
5. 納入書の金額訂正記入例……(16)
6. 特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書
7. 特別徴収切替届出書
8. 郵便局の指定について

桑折町指定金融機関等

福島信用金庫

東邦銀行

福島銀行

ふくしま未来農業協同組合

大東銀行

東北労働金庫

町民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

さきに提出していただきました給与支払報告書に基づいて、別添指定通知書のとおりあなたの事業所（給与支払者）を特別徴収義務者に指定いたしました。

つきましては、事務の円滑な処理のために、次の点についてご協力をお願いいたします。

1 特別徴収義務者および納税者あてに送付した書類の確認について

同封した関係書類は次のとおりです。不足している書類があった場合は税務住民課までご連絡くださいますようお願いいたします。

(1) 特別徴収義務者あての関係書類について

- ① 特別徴収税額の通知書 あなたの事業所を特別徴収義務者に指定した通知書です。あわせて特別徴収税額を通知しています。
また、個人ごとに税額を記載しています。
- ② 納入書 各月ごとに納期限を記載していますので、徴収税額を記入し納期限までに納入してください。
- ③ 異動届出書 退職、転勤等により特別徴収ができなくなった場合は、必ず提出してください。（P14以降に添付）

(2) 納税者あての関係書類について

- ① 特別徴収税額の通知書 本人あてに税額を通知しています。

2 納税者への通知書の交付について

納税者に対する通知書は特別徴収義務者を經由して交付することになっていますので、速やかに本人に交付してください。

退職等の理由により本人に交付できない場合は、お手数でも税務住民課までお返してください。その際には必ず異動届出書をご提出ください。

3 特別徴収税額の徴収について

特別徴収義務者は、納税者の月割税額を本年6月から翌年5月までの12ヵ月で1年間の税額を徴収していただくことになります。

なお、特別徴収税額が6,000円以下の場合は、最初の月で全額を徴収します。

4 特別徴収税額の納入方法について

同封の納入書により、町指定金融機関等（表紙裏面）へ徴収すべき月の翌月の10日までに必ず納入してください。

なお、納期限までに完納されないときは、納付の日までの期間に応じて次のとおり計算した延滞金が加算されます。

① 当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

延滞金特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて得た額

② ①の後の期間

延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて得た額

5 年度途中で税額の変更があった場合

年度途中で納税者の税額に変更があった場合、税額の変更通知書（特別徴収義務者用、納税者用各1通）を送付いたします。

なお、変更額がすでに納入した額に及ぶ場合（還付金や不足額が発生する場合）には、税務住民課までご連絡願います。

6 異動届出書の提出について

納税者（受給者）に退職、転職等の異動があった場合は、速やかに別添「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（P14）を提出してください。この届出書の内容に誤りや提出の遅れがあると、あなたの事業所の当該月の月割額に差額が生じ、過不足額の照会や督促状の発付など、ご迷惑をおかけすることになります。

なお、本年度に特別徴収をされていない方についても、給与支払報告書提出後に異動があった場合は、必ず提出をお願いします。

届出書の用紙はコピーをしてお使いください。

(1) 提出期限……………異動日の属する月の翌月10日まで

(2) 提出先……………桑折町役場税務住民課（〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7）

(3) 異動のあった人の税額の徴収……………異動日の属する月まで必ず徴収してください。

※ 記入例は（P11～P13）ご覧ください。

7 一括徴収について

令和8年1月1日以降に退職された方については、最後の給与等の支払いの際に必ず残りの税額を徴収してください。

なお、令和7年12月31日以前に退職された方についても、一括徴収にご協力ください。（例：6月において一括徴収の希望があった場合は、その月に一括徴収してください。）

8 転勤、再就職、年度途中で就職された方の特別徴収について

(1) 転勤、再就職される方の特別徴収

転勤、再就職される方については、あなたの事業所から新しい勤務先に、その方の月割額、徴収開始月等について申し送りくださるようお願いいたします。

(2) 年度途中で就職された方の特別徴収（普通徴収から特別徴収への切り替え）

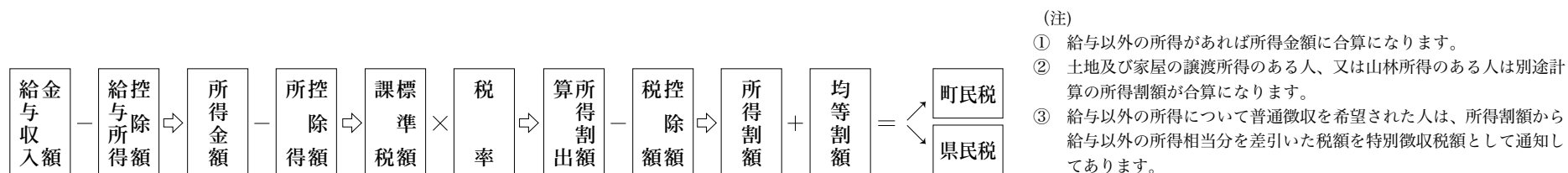
新規採用や年度途中で就職された方で、普通徴収から特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収切替届出書」（P18）を提出してください。

徴収開始月は、特別徴収義務者において、徴収可能な月を必ず記載してください。

普通徴収の納期が過ぎた分については、特別徴収へ切り替えることができません。

届出書の用紙はコピーをしてお使いください。

町民税・県民税算出のしかた



1 非課税について

(1) 非課税の範囲

次の場合は町民税・県民税・森林環境税が課税されません。

- ① 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者（平成19年1月3日以後の出生者）、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

(2) 均等割・森林環境税の非課税

次の場合は均等割・森林環境税が課税されません。

前年の合計所得金額が次により計算された金額以下のとき

28万円×(控除対象配偶者+扶養親族+1)+10万円+加算額16万8千円

ただし、控除対象配偶者又は扶養親族のない場合は16万8千円は加算しない

(3) 所得割の非課税

前年の総所得金額等の合計が次により計算された金額以下のときは所得割は課税されません。

35万円×(控除対象配偶者+扶養親族+1)+10万円+加算額32万円

ただし、控除対象配偶者又は扶養親族のない場合は32万円は加算しない

2 給与所得の計算について

給与収入金額より給与所得控除額を控除したあとの金額が給与所得金額になりますが、実際には所得税法「(別表5) 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」をご参照ください。

3 所得控除額について

各種所得控除額は次の一覧表のとおりです。

雑 損 控 除 額	「損失金額－保険金などで補てんされる金額」の金額 (A) を基として計算した 次の①と②とのいずれか多い方の金額 ① Aの金額－(所得金額の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除 額	〔支払医療費額－保険金等の補てん金額〕－〔10万円と「所得金額の合計額の5%」とのいずれか少ない方の金額〕(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)
社 会 保 険 料 控 除 額	給与から控除される社会保険料等
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除 額	小規模企業共済法に規定する共済契約掛金、確定拠出年金法に規定する企業型又は個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金
生 命 保 険 料 控 除 額	次の①、②、③の合計額(最高限度額7万円) ① 一般の生命保険料の控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{新生命保険料の計の金額 (A) を下のAの i から iii に当てはめてそのAの金額を基に計算した金額 (最高2万8千円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{旧生命保険料の計の金額 (B) を下のBの i から iii に当てはめてそのBの金額を基に計算した金額 (最高3万5千円)} \end{array} \right]$ ※ Aのみ又はAとBの両方について控除の適用を受ける場合の適用限度額は2万8千円、Bのみについて控除の適用を受ける場合の適用限度額は3万5千円 ② 介護医療保険料の控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{介護医療保険料の計の金額 (C) を下のAの i から iii に当てはめてそのCの金額を基に計算した金額 (最高2万8千円)} \end{array} \right]$ ③ 個人年金保険料の控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{新個人年金保険料の計の金額 (D) を下のAの i から iii に当てはめてそのDの金額を基に計算した金額 (最高2万8千円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{旧個人年金保険料の計の金額 (E) を下のBの i から iii に当てはめてそのEの金額を基に計算した金額 (最高3万5千円)} \end{array} \right]$ ※ Dのみ又はDとEの両方について控除の適用を受ける場合の適用限度額は2万8千円、Eのみについて控除の適用を受ける場合の適用限度額は3万5千円 A 新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額 i 12,000円までの場合…………… A又はC又はDの金額 ii 12,000円を超え32,000円までの場合…… (A又はC又はD) × ½ + 6,000円 iii 32,000円を超える場合…………… (A又はC又はD) × ¼ + 14,000円 B 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額 i 15,000円までの場合…………… B又はEの金額 ii 15,000円を超え40,000円までの場合…… (B又はE) × ½ + 7,500円 iii 40,000円を超える場合…………… (B又はE) × ¼ + 17,500円

地震保険料控除額	$\left[\begin{array}{l} \text{地震保険料の計の金額 (A)} \\ \text{A} \times \frac{1}{2} \text{ (最高 2 万 5 千円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{旧長期保険料の計の金額(B)} \quad \text{B の金額が 5,000円} \\ \text{を超える場合は B} \times \frac{1}{2} + 2,500 \text{ 円 (最高 1 万円)} \end{array} \right] \quad \text{※地震+旧長期 (最高 2 万 5 千円)}$ 【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。 (最高 1 万円)																				
寄 附 金 控 除 額	a. 「都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金、福島県共同募金会に対する寄附金若しくは日本赤十字社福島県支部に対する寄附金又は都道府県若しくは市町村が条例で定めたものに対する寄附金の合計額 b. 総所得金額等の30% −2,000円 × 4% (県民税) 6% (町民税) 課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 割合 <table><tr><td>0円以上195万円以下</td><td>84.895%</td></tr><tr><td>195万円超330万円以下</td><td>79.79%</td></tr><tr><td>330万円超695万円以下</td><td>69.58%</td></tr><tr><td>695万円超900万円以下</td><td>66.517%</td></tr><tr><td>900万円超1,800万円以下</td><td>56.307%</td></tr><tr><td>1,800万円超4,000万円以下</td><td>49.16%</td></tr><tr><td>4,000万円超</td><td>44.055%</td></tr><tr><td>0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)</td><td>90%</td></tr><tr><td>0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)</td><td>地方税法に定める割合</td></tr></table> ※aとbのいずれか少ない金額 また、都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金については、次の特例控除額が加算される（個人住民税所得割の2割を限度） (都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金の合計額−2,000円) × [表の割合] × $\frac{2}{3}$(県民税) $\frac{3}{4}$(町民税)			0円以上195万円以下	84.895%	195万円超330万円以下	79.79%	330万円超695万円以下	69.58%	695万円超900万円以下	66.517%	900万円超1,800万円以下	56.307%	1,800万円超4,000万円以下	49.16%	4,000万円超	44.055%	0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%	0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合
0円以上195万円以下	84.895%																				
195万円超330万円以下	79.79%																				
330万円超695万円以下	69.58%																				
695万円超900万円以下	66.517%																				
900万円超1,800万円以下	56.307%																				
1,800万円超4,000万円以下	49.16%																				
4,000万円超	44.055%																				
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%																				
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合																				
障 害 者 控 除 額	障害者……………26万円 特別障害者……………30万円 同居特別障害者……………53万円	同居特別障害者とは 控除対象配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者で、かつ、居住者又はその配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族との同居を常況としている人をいう。																			
寡 婦 控 除 額	26万円	寡婦とは 次の人をいう。 ① 夫と離婚後に婚姻をしていない人で、子以外の扶養親族がいる合計所得金額が500万円以下の住民票に未届の夫の記載がない人 ② 夫と死別後に婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の住民票に未届の夫の記載がない人																			
ひ と り 親 控 除 額	30万円	ひとり親とは 夫（妻）と死別・離婚後に婚姻をしていない人、又は夫（妻）の生死が明らかでない人、又は未婚の人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の住民票に未届の夫（妻）の記載がない人をいう。																			
勤 労 学 生 控 除 額	26万円	勤労学生とは 給与所得等を有する人が学生、生徒、児童又は訓練生で、かつ、所得金額の合計額（繰越控除前）が75万円以下で、その所得金額の合計額のうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下の人をいう。																			

配偶者控除額
及び
配偶者特別控除額

生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされる人、事業専従者等を除く。）の合計所得金額（繰越控除前）に基づき、次の表で求めた金額

			納税者本人（扶養する人）の合計所得金額			
配偶者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	70歳未満 (控除対象配偶者)	48万円 以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
	70歳以上 (老人控除対象配偶者)		38万円	26万円	13万円	※ 1
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	控除適用なし ※ 1
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円		

※ 1 納税者本人の所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除、配偶者特別控除の適用がなくなります。納税者本人と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の人（事業専従者等を除く）のことを**同一生計配偶者**といいます。
なお、同一生計配偶者が障害者に該当する場合は、障害者控除の対象になります。

注意点 配偶者の合計所得が48万円を超えた場合は、扶養の人数には含まれません。

基礎控除額

基礎控除とは、合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除をいう。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

扶 養 控 除 額	扶養控除額は次の表で求めた金額		
	控除対象扶養親族		33万円
	特定扶養親族		45万円
	老人扶養親族	同居老親等以外の人	38万円
		同居老親等	45万円

扶養親族とは
 生計を一にする親族のうち、所得金額の合計額（繰越控除前）が48万円以下である人（事業専従者等を除く）
控除対象扶養親族とは
 扶養親族のうち、平成21年1月1日以前に生まれた人（年齢16歳以上の人）
特定扶養親族とは
 扶養親族のうち、平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた人（年齢19歳以上23歳未満の人）
老人扶養親族とは
 扶養親族のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた人（年齢70歳以上の人）
同居老親等とは
 老人扶養親族のうち、納税者本人又はその配偶者の直系尊属で、かつ、納税者本人又はその配偶者との同居を常況としている人

4 均等割の税額について

町 民 税	3,000円
-------	--------

県 民 税	2,000円(内1,000円は福島県森林環境税)
-------	--------------------------

5 所得割の税率について

(1) 課税総所得金額にかかる税率

町 民 税	6%
-------	----

県 民 税	4%
-------	----

標準税率を適用しています。
 (注) 課税標準額は1,000円未満切り捨て

(2) 分離課税による譲渡所得等にかかる税率

所 得 の 種 類		町 民 税	県 民 税	所 得 の 種 類	町 民 税	県 民 税
分 離 長 期	一 般	3.0 %	2.0 %	分 離 短 期	5.4 %	3.6 %
	特 定	2,000万円以下の部分	2.4 %	山 林	6.0 %	4.0 %
		2,000万円超の部分	3.0 %	株 式 等	3.0 %	2.0 %
	居 住 用	6,000万円以下の部分	2.4 %	先 物 取 引	3.0 %	2.0 %
		6,000万円超の部分	3.0 %			

6 森林環境税の税額について

国 税	1,000円
-----	--------

7 税額控除について

配当控除（利益の配当及び証券投資信託に係る
配当所得等がある場合に該当）

配当控除額

$$= \left(\begin{array}{l} \text{利益の配当及び剰余金} \\ \text{の分配に係る配当所得等} \end{array} \right) \times \text{配当控除率}$$

配当控除率

課税所得金額及び種類		1,000万円以下の場合		1,000万円を超える場合			
				1,000万円以下の部分		1,000万円を超える部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当及び剰余金の分配		1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託 以外の収益に係る配当	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託 の収益に係る配当	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

8 調整控除について（税源移譲による住民税と所得税の人的控除差に基づく負担増の減額措置）

町・県民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除等の人的控除額に差があります。したがって、同じ収入金額でも、町・県民税の課税所得金額は、所得税よりも多くなっていますので、税源移譲により町・県民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、町・県民税を減額することによって、納税者の税負担が変わらないようにしています。

＜調整控除の計算方法＞

(1) 町・県民税の課税所得金額が200万円以下の方

次のイ、ロのいずれか小さい金額の5%（町民税3%、県民税2%）を控除

イ. 人的控除額の差の合計額

ロ. 町・県民税の課税所得金額

(2) 町・県民税の課税所得金額が200万円超の方

{人的控除額の差の合計額－（課税所得金額－200万円）} の5%（町民税3%、県民税2%）を控除

※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

9 分割課税について

給与以外の所得のある人で、所得税確定申告書等において、給与以外の所得について普通徴収を希望された人は、所得割を給与と給与以外の所得で按分して、特別徴収税額と普通徴収税額を算出してあります。

【計算例】

給 与 収 入 金 額	4,476,000円	支払生命保険料	66,021円 (旧一般分) と 38,911円 (旧個人年金分)
株 式 配 当 所 得	167,905円 (源泉所得税額控除前の金額)	支払地震保険料	30,000円 (地震保険契約)
医療費自己負担額	159,574円	控除対象配偶者	有
社 会 保 険 料	183,254円	一般の扶養親族2人〔長女 (普通障害者)、長男〕	

区 分		町 民 税		県 民 税	
		金 額	説 明	金 額	説 明
給 与 収 入 金 額		(ア) 4,476,000 円		} 計 3,308,705	
給 与 所 得 控 除 後 の 金 額		(イ) 3,140,800	所得税法別表第 5 適用〔6年分年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表〕		
株 式 配 当 所 得		(ウ) 167,905			
所 得 控 除	雑 損 控 除 額	(エ) —		} 町 民 税 と 同 じ	
	医 療 費 控 除 額	(オ) 59,574	159,574円－{((イ)+(ウ)) × 5 % の金額、又は10万円のいずれか少ない方の金額}		
	社会保険料控除額	(カ) 183,254			
	小規模企業共済等掛金控除額	(キ) —			
	生命保険料控除額	(ク) 60,962	(66,021 × ¼ + 17,500) + (38,911 × ½ + 7,500)		
	地震保険料控除額	(ケ) 15,000	30,000 × ½		
	障 害 者 控 除 額	(コ) 260,000	長女分		
	配 偶 者 控 除 額	(サ) 330,000			
	配偶者特別控除額	(シ) 0			
	扶 養 控 除 額	(ス) 660,000	長女、長男、各330,000円		
	基 礎 控 除 額	(セ) 430,000			
課 税 標 準 額		(ソ) 1,309,000	(イ)+(ウ)－(オ)－(カ)－(ク)－(ケ)－(コ)－(サ)－(シ)－(ス)－(セ) (1,000円未満の端数は切捨)	(そ) 1,309,000	(1,000円未満の端数は切捨)
算 出 税 額		(タ) 78,540	(ソ) × 6 %	(た) 52,360	(ソ) × 4 %
税額控除	寄 附 金 控 除 額	(チ) —		(ち)	
	配 当 控 除 額	(ツ) 2,687	(ウ) × 1.6 %	(つ) 2,015	(ウ) × 1.2 %
所 得 割 額		(テ) 75,853	(タ)－(ツ)	(て) 50,345	(た)－(つ)
調 整 控 除 額		(ト) 6,300	※詳細はP. 9 を参照	(と) 4,200	
均 等 割 額		(ナ) 3,000		(な) 2,000	
町 民 税 額 (ニ)		(ニ) 72,500	(テ)－(ト)+(ナ) (100円未満の端数は切捨)	(に) 48,100	(て)－(と)+(な) (100円未満の端数は切捨)
森 林 環 境 税 (国 税)		(a) 1,000			
合 計 年 税 額		121,600円 { (ニ) + (に) + (a) }			
特別徴収税額	最初の月 (6 月分)	10,500円		} 町・県民税額を12等分し、次月以降の100円未満の端数は最初の月に合算	
	次月以降(7月～5月)	10,100円			

記入例

給 与 支 払 報 告
特 別 徴 収

に係る給与所得者異動届出書 記入例(転勤)

記入例(転勤)

年度

1.現年度

2. 新年度

3. 両年度

◎異動があった日の翌月十日までに提出してください。

◎一月一日から四月三〇日までの間に退職した人の未徴収税額は、一括徴収してください。

桑折町長様 令和 7 年 9 月 2 日提出		〔 給与支払者 特別徴収者 〕	所在地	〒969-1692 伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7										特別徴収義務者 指 定 番 号	6 0 0 0 0 0 0					
			フリガナ	コオリ										宛 名 番 号	4 0 0 0 0					
			氏名又は名称	桑折株式会社										担連 当絡 者先	所 属 氏 名 電 話	人事給与係 桑折一郎 0 2 4 - 0 0 0 - 0 0 0 0 内線(1 0 0)				
			個 人 番 号 又は法人番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		
給 与 所 得 者	フリガナ	ハンダ タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	氏 名	半 田 太 郎																		
	生 年 月 日	昭和 40 年 1 月 1 日																		
	個 人 番 号 (マイナンバー)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0	
	受給者番号	1 2 3 4 5										13,200 円	6 月から 8 月まで 3,300 円	9 月から 5 月まで 9,900 円	令和7 年 8 月 31 日	2 右から 番号を 記入 〔 事由・理由 〕	職 働 欠 亡 期 散 他 1 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
1 月 1 日 現在の住所	伊達郡桑折町○○○○○																			
異 動 後 の 住 所	伊達郡桑折町○○○○○																			

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 1,100 円を		
新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	7 0 0 0 0 0 0 (新規)			法 人 番 号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9					9 月分(翌月 10 日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所 在 地	〒 000-0000 伊達郡桑折町○○○○○				担当者連絡先	所 属	給与係				受給者番号
	フリガナ	コオリコウギョウ					氏 名	桑折桃子				
	氏名又は名称	株式会社 桑折工業					電 話	0 2 4 - 0 0 0 - 0 0 0 0 内線()			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2.一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月 10 日納入期限分)で 納入します。
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 7 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 8 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 月 日 円	

理 由	3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

記入例

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書 記入例(中途退職)

年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

桑折町長様		〔 給与支払者 特別徴収者 〕	所在地	〒969-1692 伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7										特別徴収義務者 指 定 番 号	6 0 0 0 0 0 0										
令和 7 年 11 月 7 日提出			フリガナ	コオリ										宛 名 番 号	4 0 0 0 0										
			氏名又は名称	桑折株式会社										担連 当絡 者先	所 属 氏 名	人事給与係 桑折一郎									
			個 人 番 号 又は法人番号	000000000000000000										←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	電 話	024-000-0000 内線(100)									
給 与 所 得 者	フリガナ	ハンダ タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法								
	氏 名	半 田 太 郎																							
	生 年 月 日	昭和 40 年 1 月 1 日																							
	個 人 番 号 (マイナンバー)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0																							
	受給者番号	1 2 3 4 5																							
	1 月 1 日 現在の住所	伊達郡桑折町〇〇〇〇〇〇										13,200	6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	令和7 年 10 月 31 日	1 右から 番号を 記入	1. 退 2. 転 3. 休 4. 死 5. 支 6. 合 7. そ 事由・理由	職 働 動 欠 亡 期 散 他	3 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
	異 動 後 の 住 所	伊達郡桑折町〇〇〇〇〇〇										円	5,500 円	7,700 円											

1. 特別徴収継続の場合

新(特別徴収義務者先)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										法 人 番 号											新しい勤務先へは、月割額 円を													
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属											月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。												
	フリガナ												氏 名																							
	氏名又は名称												電 話	内線()																						
																							受給者番号											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
		2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	

◎異動があった日の翌月十日までに提出してください。
◎一月一日から四月三〇日までの間に退職した人の未徴収税額は、一括徴収してください。

記入例

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

記入例（一括徴収）

桑折町長様		〔 給与支払者 特別徴収者 〕	所在地	〒969-1692 伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7										特別徴収義務者 指定番号	6000000										
令和8年4月5日提出			フリガナ	コオリ										宛名番号	40000										
			氏名又は名称	桑折株式会社										担連 当絡 者先	所属 氏名	人事給与係 桑折一郎									
			個人番号 又は法人番号	00000000000000000000										←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	電話	024-000-0000 内線(100)									
給 与 所 得 者	フリガナ	ハンダ タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法								
	氏名	半田太郎																							
	生年月日	昭和40年1月1日																							
	個人番号 (マイナンバー)	000000000000000000																							
	受給者番号	12345																							
	1月1日 現在の住所	伊達郡桑折町〇〇〇〇〇〇										13,200	6月 3月	4月 5月	令和8年 3月 31日	1 右から 番号を 記入	2 右から 番号を 記入								
	異動後の 住所	伊達郡桑折町〇〇〇〇〇〇										円	円	円			3. 普通徴収 (本人納付)								

1. 特別徴収継続の場合

新 (特別徴収義務者 先)	特別徴収義務者 指定番号	新規										法人番号											新しい勤務先へは、月割額 円を										
	所在地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属											月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。									
	フリガナ												氏 名																				
	氏名又は名称												電 話	内線()											受給者番号								
																							納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要									

2. 一括徴収の場合

理 由	2 右から 番号を 記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 4 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
			4月26日	2,200 円		

3. 普通徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
--------	------------------	--	---------

◎異動があった日の翌月十日までに提出してください。
◎一月一日から四月三〇日までの間に退職した人の未徴収税額は、一括徴収してください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

															年 度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
桑折町長様 令和 年 月 日提出										〔 給与支払者 〕 特別義務者		所在地					特別徴収義務者 指 定 番 号			
												フリガナ					宛 名 番 号			
										氏名又は名称					担 連		所 属			
										個 人 番 号 又は法人番号					当 絡		氏 名			
					者先		電 話		内線()											
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法									
	氏 名																			
	生 年 月 日		年 月 日																	
	個 人 番 号 (マイナンバー)																			
	受給者番号																			
1 月 1 日 現在の住所																				
異 動 後 の 住 所					円		円		円											

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 円を						
新(特別 徴収義務 先)	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規					法 人 番 号					月分(翌月 10 日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	所 在 地		〒					担 当 者 連 絡 先										
	フリガナ							所 属							受給者番号			
	氏名又は名称							氏 名							電話		内線()	
														納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、			
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 7 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため						徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月分(翌月 10 日納入期限分)で 納入します。			
		2. 異動が令和 8 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						月 日		円					

3. 普通徴収の場合												※市町村記入欄			
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 7 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため													
		2. 令和 8 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため													
		3. 死亡による退職であるため													

◎異動があった日の翌月十日までに提出してください。
◎一月一日から四月三〇日までの間に退職した人の未徴収税額は、一括徴収してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- (2) 退職後令和8年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和8年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

															年 度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
桑 折 町 長 様 令和 年 月 日提出										〔 給与支払者 特別徴収者 〕		所 在 地					特別徴収義務者 指 定 番 号			
												フリガナ					宛 名 番 号			
										氏名又は名称					担 連		所 属			
										個 人 番 号 又は法人番号					当 絡		氏 名			
					者先		電 話		内線()											
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法									
	氏 名																			
	生 年 月 日		年 月 日																	
	個 人 番 号 (マイナンバー)																			
	受給者番号																			
	1 月 1 日 現在の住所																			
異 動 後 の 住 所					円	円	円													

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月 10 日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。						
新(特別徴収義務者先)	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規					法 人 番 号													
	所 在 地		〒					担 当 者 連 絡 先	所 属												
	フリガナ								氏 名												
	氏名又は名称								電 話	内線()											
															受給者番号						
															納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月 10 日納入期限分)で 納入します。				
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 7 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)						
		2. 異動が令和 8 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日	円						

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄				
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 7 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため																	
		2. 令和 8 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																	
3. 死亡による退職であるため																			

◎異動があった日の翌月十日までに提出してください。
◎一月一日から四月三〇日までの間に退職した人の未徴収税額は、一括徴収してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- (2) 退職後令和8年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和8年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

※印の欄は、記載しないでください。

納入書の金額訂正記入例

①

福島県桑折町 個人町民税 個人県民税 森林環境税 領収証書 公

市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
073016	02180-1-960067	桑折町会計管理者

月別	指 定 番 号	納入金額(1)
年 月 分		60,000円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給 与 分 (分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 62000	
	納 入 金 額 退 職 所 得 分 延 滞 金	
納期限	年 月 日	
	合 計 額	62000
領 収 日 付 印 様		(納入者保管)

上記のとおり領収しました。

→訂正すべき(1)の金額を横線で消す

→納入金額を(2)に記入する

→金額を訂正する場合は合計額を必ず記入する

*延滞金・督促手数料などある場合はそれぞれの欄に記入し、合計額も記入する

②

福島県桑折町 個人町民税 個人県民税 森林環境税 領収証書 公

市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
073016	02180-1-960067	桑折町会計管理者

月別	指 定 番 号	納入金額(1)
年 月 分		60,000円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給 与 分 (分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 60200 代表者印	
	納 入 金 額 退 職 所 得 分 延 滞 金	
納期限	年 月 日	
	合 計 額	62000
領 収 日 付 印 様		(納入者保管)

上記のとおり領収しました。

→訂正すべき(1)の金額を横線で消す

→誤記入された場合は横線で消し、訂正印(代表者印) を押し、上に書き直す

→①と同じ

特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書

特別徴収
義務者番号

No.

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。

年 月 日 桑折町長様	給(特別徴収義務者)与 支 払 者	所在地											担当者 課 係 氏名 電話 () 内線 番
		名 称											
		法人番号											
		代表者の 職 氏 名											

事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 日
フリガナ			
所 在 地	〒	〒	年 月 日
フリガナ			
名 称			年 月 日
電 話	市外局 局 番 内線 () —	市外局 局 番 内線 () —	年 月 日
備 考			

◎フリガナは誤読をさけるために必ずつけてください。

特 別 徴 収 切 替 届 出 書

処理 事項		
----------	--	--

桑 折 町 長 様 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	氏 名 (名 称)											特別徴収義務者 指 定 番 号					
		法人番号												連 絡 者	係・氏名			
		所在地											電 話		()	—	番	

給 与 所 得 者	フリガナ											左記の者について 1 新規採用 (年 月 日採用) 2 正社員へ変更 3 その他 (具体的に) のため (ア) 月分より特別徴収します。 (イ) 普通徴収は、 期分まで納付済み
	氏 名											
	生年月日	昭和・平成	年	月	日							
	受給者番号											
	住 所	郵便番号	—									

注 意 事 項	1 徴収開始月 (ア) は、特別徴収義務者の方で、徴収可能な月を必ず記載してください。 2 二重納付防止のため、個人宛に送付された普通徴収の納付書等を同封してください。 納付済分 (イ) がある場合は、領収書の写と残りの納付書を同封してください。 3 普通徴収の納期が過ぎた分については、特別徴収へ切り替えることはできません
------------------	--

郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当町の取扱い局として指定しなければなりませんので、次の「指定通知書」に利用される郵便局名を記入のうえ、当初納入される際のその郵便局に提出してください。この綴りの表紙裏面の金融機関及び、前年度から引き続き払込みをしている郵便局への提出は必要ありません。

なお、指定通知書を提出した場合は「郵便局指定通知書の提出について」を当町あてにお送りください。

きりとり線

年 月 日

郵便局長様

桑折町長 高橋 宣博
(公印省略)
郵便局提出用

指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により町・県民税（特別徴収）の取り扱い局に指定しましたから通知します。

記

- 認可番号 貯〜第2558号
- 口座番号 02180-1-960067
- 加入者名称 桑折町会計管理者
- 取りまとめ局 桑折郵便局

きりとり線

年 月 日

桑折町長様

特別徴収義務者
所在地 町
名称
指定番号
桑折町提出用

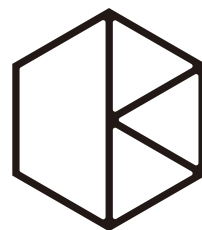
郵便局指定通知書の提出について

次の郵便局を町・県民税特別徴収税額の納入取り扱い局として、指定通知書を提出しましたので通知します。

所在地	町
名称	郵便局

〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7

桑折町役場 税務住民課



献上桃の郷。
KOORI